

「金融ADR連絡協議会」について

平成25年4月8日

- 「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の提言（平成25年3月8日）を踏まえ、全ての指定紛争解決機関の実務担当者等により構成される「金融ADR連絡協議会」を設置。
- 定期的かつ実効性のある情報交換や意見交換等を行い、指定紛争解決機関間の実質的な連携を強化。
- 主なテーマは、例えば、個別事案に関するケース・スタディ、業務運営・人材育成方法等に関する情報交換、統合的な手続の構築等に向けた検討、海外の金融ADR等に関する研究等。
- 概ね四半期ごとの開催を基本とする。
- 活動の概要等は、金融トラブル連絡調整協議会に報告。

（以上）